

医業等の所得区分計算書(経費配分方式)

記 載 の 手 引

所得区分計算書の用途等

地方税法第72条の2第10項第1号から第3号まで及び第5項に掲げる医業等(注1)を行う個人については、社会保険診療(注2)関係法令の規定に基づく治療の給付等について支払いを受けた金額は、総収入に算入せず、また、当該給付に係る経費については必要な経費に算入しないこととしています。

この所得区分計算書は、医業等に係る個人事業税の社会保険診療に係る所得を経費配分方式(注3)で計算する場合に作成(注4)し、関係書類を添付して提出していただく必要があります。

注1 医業等とは、医業、歯科医業、薬剤師業及びあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業のことを言います。

注2 社会保険診療とは、地方税法第72条の23第3項に規定する社会保険診療のことをいいます。

注3 経費配分方式とは、医業等の経費を関係する社会保険診療収入金額等で按分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

注4 医業及び歯科医業で租税特別措置法第26条適用の方は、所得区分計算書を提出する必要はありません。

提出する書類

医師及び歯科医師で租税特別措置法第26条適用の方...所得税青色申告決算書(一般用)付表<医師及び歯科医師用>
又は収支内訳書付表<医師及び歯科医師用>の写し
上記以外の方...所得区分計算書(経費配分方式)、社会保険診療収入と自由診療収入の内訳がわかる書類

◀ 記載方法 ▶

- 「社会保険診療」は、社会保険各法の規定に基づく医業等の給付について収入計上した金額をそれぞれ記載してください。
 - (1) 保険者(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)からの収入金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、初診料相当分含む。)
 - (3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療助成対象者を含む。)に代わって北海道等が支払った金額
なお、社会保険診療報酬にかかる全部又は一部の公費負担は、社会保険診療報酬の範囲に含まれますが、社会保険診療報酬でないものの公費負担は、社会保険診療報酬の範囲に含まれません。
- 「自由診療等」は、上記社会保険診療以外の医療等の給付について支払を受けるべき次の金額をいい、各収入の金額及び合計金額を記載してください。
 - (1) 労働者災害補償保険法等、業務上もしくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての医療等の給付について支払を受けるべき金額
 - (2) 自動車損害賠償責任保険、その他損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として収入した金額
 - (3) 社会保険診療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療の給付について支払を受けるべき金額
 - (4) その他医業等に係る各収入金額
- 「収入金額」は、「医業等に係る収入」と「医業以外の事業収入」を区分した金額を記載してください。
なお、「医業等以外の事業収入」は、社会保険診療に係る所得の算定に含めず、別に所得が算定されるため、経費の区分は自由診療等の専属経費となります。
 - (1) 「医療収入」Aは、「医業等に係る収入金額(必要経費)に含めない収入」を除いた金額を記載してください。
 - (2) 「医療事業の収入金額(必要経費)に含めない収入」は、それぞれの収入金額及び合計④を記載してください。
 - ア 「従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入」…従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮等の使用料及び食事代金等の収入金額
従業員から徴収する収入金額が経費相当分(実費)を超えている場合、又は役員(役員報酬を受けるべき者)から徴収する場合の収入金額は、医療附属事業又はその他の事業等収入金額に含めてください。
 - イ 「仕入割戻額」…購入棚卸資産(医薬品等)に係る仕入れの割戻しの額として収入に計上した金額
 - ウ 「還付金等」…国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額(還付加算金は除く。)
 - (3) 「医療等に付随する収入」Bは、「医療等に付随する収入の内訳」で記載した合計額⑤を転記してください。
「医療等に付随する収入の内訳」は、それぞれの収入金額及び合計⑤を記載してください。
 - ア 「電気・ガス等使用料収入」…患者や付添人等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入
 - イ 「利子・配当等収入」…所得税法第23条第1項及び第24条第1項に規定する利子、配当等に係る収入(法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額は含まない。)
 - ウ 「不用品売却収入」…医療廃棄物、古紙等の不用品の売却収入
 - エ 「事務取扱手数料」…公費負担に係る請求事務に対して、地方公共団体から支払われる手数料
 - オ 「雑収入」…医療事業に附随して生じる上記以外の収入
記載されていない収入科目については、空欄を利用して記載してください。
 - (4) 「合計」aが事業主控除額以下の場合は、「必要経費」F以下は記載する必要はありません。
- 「必要経費」は、「医療直接費」と「医療直接費以外の経費」を明確に区分した金額を記載してください。
 - (1) 「医療直接費」Fは、「医療直接費の内訳」で記載した合計額⑦を転記してください。
「医療直接費の内訳」は、医療原価及び経費のうち直接医業等に関連する経費及び合計額⑦を記載してください。

- ア 「医療原価」…薬品費、診療材料費等
- イ 「医療直接給与・手当等」…医師、看護師、薬剤師、エックス線等の技師、栄養士、患者給食の調理人等医療事業のみに従事する者の給与・手当等
- ウ 「医療直接減価償却費」…医療機器及び診療専用の車両等医療事業のみに供される資産の減価償却費
- エ 「患者給食材料費」…患者と従業員等の給食材料費の区分が困難である場合は、従業員及び付添人からの給食収入を従業員等の給食材料費として給食材料費の総額から控除したもの
- オ 「外注費」…検査委託費、歯科技工士委託費等委託した医療業務の対価として支払われたもの
- カ 「医療事務等支払リース料」…医療事務機器等のリース代として支払われたもの

* 記載されていない経費科目については、空欄を利用して記載してください。

(2) 「医療直接費以外の経費」は、一般管理費のうち医療直接費以外のものをいい、「専属経費」と「共通経費」に区分して記載してください。

- ア 「専属経費」 G～K…社会保険診療及び自由診療に係る経費として明確に区分できる経費
- イ 「共通経費」 L…医療直接費及び専属経費以外の経費で、医療事業に関連するもの
- ウ 「医業等以外の事業に係る経費」 M…医業等の収入金額に含めない収入に係る経費相当額が「その他の一般管理費」に計上されている場合、その額を記載してください。

○ 「補助金等」 P～Rは、医療事業に係る経費の補填の性格を有している国又は地方公共団体からの補助金収入、医療事業に係る事業用資産について取用等により交付を受けた補償金収入をいい「収入金額」と「必要経費」を明確に区分した金額を記載してください。

○ 「各種引当金・準備金」 S～Uは、益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額を記載してください。

○ 「青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額」 Vは、所得税において医業等の所得から控除した青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額を記載してください。

○ 「青色申告特別控除額」 Xは、所得税において医業等の所得から控除した青色申告特別控除額を記載してください。

○ 「社会保険診療収入に係る経費等の按分率算定」は、それぞれの按分率を算式に基づいて算定し、区分困難な医療直接費、共通経費等の区分計算に使用します。

* 按分率は、小数点以下第5位を切り捨て第4位まで求め、当該数値を乗じて得た額の円未満は切り捨てます。

≪ 収入区分の具体例 ≫

区分	医療付随事業収入になるもの	医療事業の収入に含めないもの
収入科目	保育料収入 ※	保育料収入 従業員使用分
	社宅・寮収入	社宅・寮収入 従業員使用分
	現金過不足	従業員給食収益
	ハブ・ラシ・おむつ等販売収入	企業年金払戻金
	販売手数料	仕入れ割戻額
	予防接種補助金・委託料	雇用助成金
	救急医療協力金	租税の還付・充当・過誤納金
	救急診療委託料	債務免除益
	休日準夜診療委託料	
	保険解約・満期返戻金	
	保険等の配当金	
	有価証券・償却資産売却益	
	施設等利用料	
	還付加算金	

別事業として区分経理又は収入が医業等収入の1/10を超える場合は、該当しません。

≪ 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 ≫

区分	サービスの種類	社会保険	自由診療
介護給付・予防給付	(予防)訪問介護 [ホームヘルプ]		○
	(予防)訪問入浴介護		○
	(予防)訪問看護	○	
	(予防)訪問リハビリテーション	○	
	(予防)居宅療養管理指導	○	
	(予防)通所介護 [デイサービス]		○
	(予防)通所リハビリテーション [デイケア]	○(※)	○(※)
	(予防)福祉用具貸与		○
	(予防)短期入所生活介護		○
	(予 防) 短期入所療養介護[介護老人保健施設][介護療養型医療施設等]	○(※)	○(※)
	(予防)特定施設入所者生活介護[介護療養型医療施設等]		○
	地域密着型介護サービス		○
	夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護		○
	小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護等		○
居宅介護・介護予防サービス計画 [ケアプラン]		○	
施設介護サービス	介護老人福祉施設により行われる介護福祉施設サービス [特別養護老人ホーム]		○
	介護保健施設サービス[老人保健施設]	○(※)	○(※)
	介護療養(医療)施設サービス[療養病床等]	○(※)	○(※)

* 平成17年の制度改正で利用者負担となった居住費・食費・滞在費、及び利用者の負担軽減のために支給される「特定入所者介護(予防)サービス費」は、自由診療収入です。

≪ 児童福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく計上区分 ≫

区分	社会保険	自由診療等
児童福祉法	療養の給付、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、指定小児慢性特定疾病医療支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等左記以外
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定自立支援医療、指定療養介護医療	自立訓練・就労支援、ホームヘルプ等左記以外